

沿岸広域振興局長告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年8月28日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 鵜住居停車場線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市鵜住居町二丁目7地先から712地先まで	新	m 19.6～12.5	m 39.7
釜石市鵜住居町第16地割6番5地先から5番6地先まで	旧	11.2～10.8	46.4

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 令和2年8月28日から同年9月28日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 吉里吉里釜石線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町小槌第28地割字間渡153番12地先から153番97地先まで	新	A m 18.4～5.4	m 680.7
上閉伊郡大槌町小槌第28地割字間渡153番12地先から153番102地先まで		B 34.7～5.4	683.9
上閉伊郡大槌町小槌第28地割字間渡153番12地先から153番97地先まで	旧	A 18.4～5.4	680.7

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 令和2年8月28日から同年9月28日まで